

仕 様 書

1 件名

岐阜羽島クリーンセンターの余剰電力売払い

2 概要

- (1) 対 象 物 件 岐阜羽島クリーンセンター
- (2) 履 行 場 所 岐阜県羽島市福寿町平方 14 丁目 109 番地
- (3) 業 種 及 び 用 途 一般廃棄物処理施設（一般ごみ焼却施設）

3 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数及び電気方式

常用

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,600 V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600 V
- エ 標準周波数 60 Hz
- オ 電気方式 常用線の 1 回線

- (2) 契約電力、発電設備

- ア 契約電力 2,470 kW
- イ 発電設備（蒸気タービン発電機） 3,000 kW

- (3) 受給地点

電力の売払いに関する受給地点は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）が岐阜羽島クリーンセンター内に設置した（標準電圧）6,600V ケーブルヘッドの負荷側接続点である。

- (4) 電気工作物の財産分界点

電力の売払いに関する電気工作物の財産分界点は、一般送配電事業者との受給地点と同じである。ただし、計量器等は一般送配電事業者の所有である。

- (5) 保安上の責任分界点

電力の売払いに関する保安上の責任分界点は、受給地点と同じである。

- (6) その他

- ア 非常用発電機（ディーゼルエンジン発電機）1,750 kVA
- イ ごみ焼却施設（ストーカ式焼却炉） 65 トン 2 炉

4 予定最大送電電力及び予定売払い電力量

- (1) 予定最大送電電力 2,470 kW

- (2) 予定売払い電力量 総 量 19,414,653 kWh
(うち試運転 3,000,000 kWh)

- ア 令和 8 年度、令和 9 年度稼働計画 別紙 1－1 から
(予定売払い電力量含む) 1－2 のとおり

5 契約内容

- (1) 契約期間

試運転期間 令和 9 年 1 月 6 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

本格稼働期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで

(2) 検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、一般送配電事業者が設置した既設計量器により記録された値によるものとする。

既設計量器 3P3L 有効精密電子複合計器（通信機能付き）

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(3) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする。

(4) 料金制度

余剰電力の売払い料金制度は、買受人が設定する電力量料金単価（季節別時間帯別単価）を用いて行うものとする。

・夏 季 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。

・その他季 夏季期間を除く期間をいう。

・平日昼間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいう。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日の該当する時間を除く。

・夜 間 昼間時間以外の時間をいう。

6 その他特記事項

(1) 本施設のバイオマス比率については、事前調査により FIP：非 FIP＝52：48 であるが、ごみの搬入量や性状、天候等により変動するため、本格稼働後についての比率を保証するものではない。発電電力量についても同様である。

(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）第 2 条の 2 により電力広域的運営推進機関（以下、OCCTO）から交付される供給促進交付金は、全て発注者に帰属する。

(3) 料金には、非化石価値等が含まれるものとする。なお、非化石価値等とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号、その後の改正を含む。以下、高度化法）の非化石電源比率算定時に計上できる価値及びこれを有する FIP 電気及び非 FIP 電気を取引する際に付随する環境価値をいう。発注者及び受注者は、受注者に供給する FIP 電気及び非 FIP 電気に関し、遅滞なく非化石証書（高度化法に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書）を取得するために必要な一切の行為（設備認定及び電力量の認定の取得を含む。）を行うものとする。

(4) 余剰電力量には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における「再生可能エネルギー電気」を含む。

(5) 予定売払い電力量

ア 予定売払い電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により変動する場合があるが、売払人はその予定売払い電力に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに

状況等を連絡する。

イ 本仕様書の予定売払い電力量は、タービン整備等の全炉停止期間等を見込んだ数値である。

(6) 計量器及び通信装置

ア 買受人が料金の算定等に新たに必要な計量器及び通信装置の設置に要する費用は、全て買受人が負担するものとする。また、取付けに関して既設設備で改造工事等が必要な場合は、一切の費用を買受人にて負担するものとする。

イ 買受人が設置した計量器及び通信装置が不要となった場合は、買受人の負担にてこれを撤去するものとする。

ウ 買受人が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に売払人と買受人の協議により定めるものとする。

エ 買受人が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、買受人がこれを負担するものとする。

(7) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、売払人と買受人の協議により定めるものとする。

(8) 入札における積算は、各社が設定する単価に別紙1－1・別紙1－2の月別予定売払い電力量を乗じて行うものとする。また、料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 電力量 1kWh の単価の単位

最小単位を 0.01 円とする。

イ 料金計算における合計金額の単位

1 円単位とし、1 円未満のその端数は切り捨てる。

ウ 消費税相当額の単位

1 円単位とし、1 円未満のその端数は切り捨てる。

(9) 本仕様書での「送電電力」は、単位時間当りの送電電力量である。

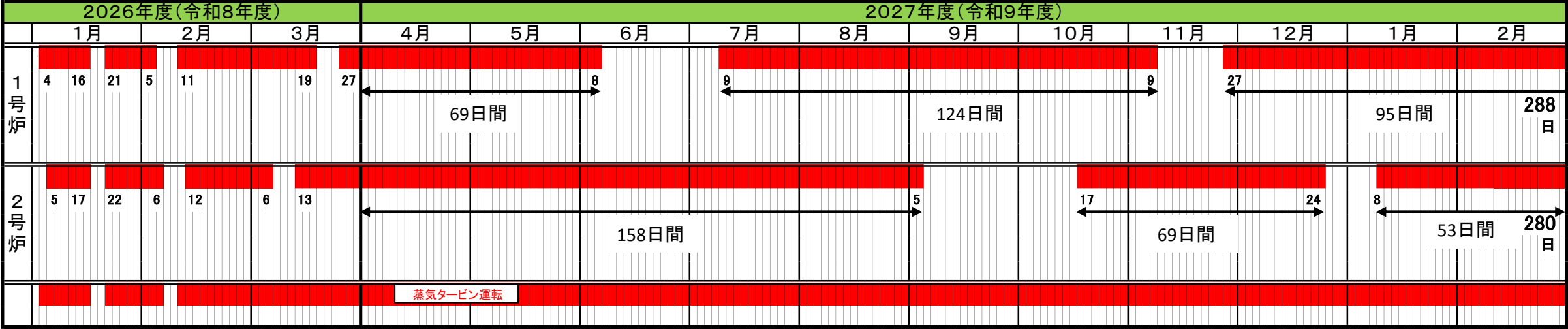
(10) 発電側課金については、余剰電力料金（買取料金）と相殺精算することを原則とする。ただし、特段の理由があった場合、売払人と買受人の協議により定めるものとする。

(11) 買受人は発電契約者として、インバランスに関する対応（バランシンググループの形成、一般送配電事業者と発電量調整供給契約の締結、インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

なお、これらに係る費用及び責任については買受人が負うものとする。

(12) 本調達の受注等に当たって知りえた情報は、外部に漏らしてはならない。

(13) 本仕様書に記載がない事項については、協議により決定する。打合せ等の協議事項については、買受人が記録し双方確認の上、提出すること。



		試運転稼働日数		80	本稼働日数		335	売電量 (予定)
		1号	2号		1炉運転	2炉運転	全炉停止	(kWh)
2026年度 (令和8年度)	1月	24	23		3	22	3	1,000,000
	2月	23	23		2	22	4	1,000,000
	3月	26	26		13	18	0	1,000,000
2027年度 (令和9年度)	4月	30	30		0	30	0	1,741,794
	5月	31	31		0	31	0	1,780,827
	6月	8	30		22	8	0	1,135,750
	7月	23	31		9	23	0	1,470,328
	8月	31	31		0	31	0	1,685,258
	9月	30	5		25	5	0	1,027,849
	10月	31	15		16	15	0	1,370,045
	11月	13	30		17	13	0	1,293,582
	12月	31	24		7	24	0	1,631,943
	1月	31	24		7	24	0	1,632,691
	2月	29	29		0	29	0	1,644,586
	年間	288	280		103	233	0	19,414,653

令和 8 年度、令和 9 年度月別電気の季節別時間帯別予定売払い電力量

	月	電気総電力量 (kWh)	試運転	夏季平日昼間 (kWh)	その他季平日昼間 (kWh)	休日等・夜間 (kWh)
2026年度 (令和8年度)	1月	1, 000, 000	1, 000, 000	-	-	-
	2月	1, 000, 000	1, 000, 000	-	-	-
	3月	1, 000, 000	1, 000, 000	-	-	-
2027年度 (令和9年度)	4月	1, 741, 794	-	-	853, 480	888, 314
	5月	1, 780, 827	-	-	872, 606	908, 221
	6月	1, 135, 750	-	-	556, 518	579, 232
	7月	1, 470, 328	-	720, 461	-	749, 867
	8月	1, 685, 258	-	825, 777	-	859, 481
	9月	1, 027, 849	-	503, 647	-	524, 202
	10月	1, 370, 045	-	-	671, 323	698, 722
	11月	1, 293, 582	-	-	633, 856	659, 726
	12月	1, 631, 943	-	-	799, 653	832, 290
	1月	1, 632, 691	-	-	800, 019	832, 672
	2月	1, 644, 586	-	-	805, 848	838, 738
	年間	19, 414, 653	3, 000, 000	2, 049, 885	5, 993, 303	8, 371, 465

※ 上記の予定売払い電力量は下記の条件により示すものとする。なお、予定売払い電力量は、ごみを焼却して発電する為変動する場合がある。
(毎月ごみ分析によるバイオマス比率算定)

※上記に掲げる用語意義は、下記のとおり

- 1 夏 季 7月1日から9月30日までの期間をいう。
- 2 その他季 夏季を除く期間をいう。
- 3 休 日 等
 - (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日
- 4 平日昼間 休日等に該当する日を除く毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。
- 5 夜 間 昼間時間以外の時間をいう。